

文化財としての京都祇園祭の山鉾行事

— 一国指定及びユネスコ無形文化遺産登録 —

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
主任・文化財保護技師 福持 昌之

【1】私が祇園祭に出会うまで

・学業

立命館大学(日本史)、京都教育大学大学院(日本史)、帝塚山大学大学院(民俗学)

・実務経験

2002～ 愛知川町史編さん室(民俗調査、古文書調査、社寺建築・民家建築調査補助、
仏像調査補助、編集業務など)

2007～ 愛荘町愛知川観光協会(歴史文化を生かした地域振興・観光振興)

2009～ 京都市文化市民局文化財保護課(文化財保護技師・民俗文化財担当)

・伝統行事の担い手として

1989～ 奈良・薬師寺修二会(花会式)の奉仕

1994～ 奈良・薬師寺修二会(花会式)鬼追い式の鬼役奉仕

2005～ 奈良・薬師寺最勝会の奉仕

2023～ 奈良・東大寺二月堂修二会の奉仕

【2】祇園祭の魅力

・京都三大祭、京都四大大行事

日本三大祭…いつからか、誰が言い出したのか、わからない。

四大大行事(三大祭を含む)…京都府・京都市から執行補助金。

おそらく行政の対応と呼応して生じた言葉。

※昭和14年(1939)、私祭奨励金として、巡行補助費の制度ができた(日出新聞)。

・地域のアイデンティティ=求心力。

ライフラインや、利便性だけではない。地域の誇り、憧れ、愛着。

・「ふるさと」そして地域そのものが「ブランド」

ふるさとのない人でも、ふるさとを希求する…よそ者の勝手な幻想？

しかし、恩恵もある…地域そのものが「ブランド」化。京都/祇園祭は好例。

⇒利便性だけならば、東京一極集中になってしまう。

⇒全国各地に共通して言えることは、地域への愛着をもてる歴史文化を再発見することが重要

⇒祇園祭は、すでに一定の評価があり、ブランド化している。さらにその恩恵を最大限に活用し、地域の魅力を高めていくことが、全国の手本になり、希望になる。

【3】日本の文化財行政の基本姿勢

- ・文化財は所有者のもの
 - *有形文化財の場合、公立博物館が所蔵しているものもあるが、基本的には寺や神社、企業や個人所有。…破綻すれば、行政による買い上げの可能性あり。
 - *無形民俗文化財の場合、地域住民のもの。
…破綻しても、行政が代行するわけにはいかない。
- ・管理の義務、修理の主体は所有者にある
 - *「重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。」文化財保護法第31条
 - *「重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。」文化財保護法第34条の2
 - *「重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届けなければならない。」文化財保護法第33条
 - *重要有形民俗文化財も、上記に準じた取り扱い。
- ・自分たちの所有物が壊れた時に、なぜ行政に毀損届を提出しないといけないの？
(壊してごめんなさいという書類)
 - *国民（市民）の財産（民間所有も含め）の価値を、所有者に任せるだけでなく、行政が規制して守るという仕組み。
 - *さらに、修理に際して経費の一部を公金補助

【4】文化財指定と山鉾の復興

- ・国の動き
 - 1949～ 国指定 重要文化財（美術工芸品）
 - 1952・53 国選定 助成の措置を講ずべき無形文化財 ……祇園祭
 - 1962 国指定 重要有形民俗文化財 ……山鉾（もとは重要民俗資料）
 - 1979 国指定 重要無形民俗文化財 ……山鉾行事
 - ・市の動き
 - 1983～ 京都市指定 有形文化財（建造物）
京都市指定 有形文化財（美術工芸品）
 - 2007・2008 京都市指定 有形民俗文化財 ……休み山関係の山鉾
「大船鉾装飾品 121 点」 「蟻螂山御所車及び装飾品 1 基・13 点」
「綾傘鉾装飾品 55 点・附 2 点」 「鷹山装飾品 13 点」
 - ・ユネスコ無形文化遺産
 - 2009 Yamahoko, the float ceremony of the Kyoto Gion festival
↓ 「日立風流物」「京都祇園祭の山鉾行事」に 31 件の
↓ 山・鉾・屋台行事を加えて 2015 に再提案。
 - 2016 Yama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan
- ※ 正式にはユネスコ無形文化遺産条約の「人類の無形文化遺産代表的な一覧表」に記載

- ※「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」もあるが、日本の記載はない。
- ※ 最良の実例として評価されれば、「ベストプラクティス」選定となる道がある。

【5】 祇園祭の修理・新調事業への公的補助

- ・ 1982（昭和 57）～ 祇園祭山鉾修理事業
 - * 国が半額を補助、府と市は随伴補助
 - * 有形の文化財を守るため、修理や復元新調を実施
 - ※復元新調で新しくできたものが重要有形民俗文化財
 - ⇒将来、復元新調品が劣化したら、また祇園祭山鉾補助事業が可能
 - ・ 1993（平成 5）～ 祇園祭山鉾装飾品等事業
 - * 府と市が補助
 - * 無形の文化財として風流（ふりゅう）を守るため新調
 - ※もとのものが重要無形民俗文化財
 - ⇒将来、新調品が劣化しても、祇園祭山鉾補助事業の対象外
 - ・ その他の修理事業
 - 小口修理事業（京都府、京都市文化観光資源保護財団が補助）は、緊急修理的な措置自主事業（保険対応を含む）
 - ⇒これらについても、行政への相談はしていただきたい。
- ※修理予定案件は、いったん山鉾連合会で集約
⇒京都市文化財保護課／京都府文化財保護課／文化庁

【6】 これからの祇園祭にむけて

- ・ 多様な価値観を共有していく組織づくり
 - 参加動機は多様…信仰心、仲間作り、地域振興、ご縁、なりゆき、しかたなしに
 - 関係者の関心も多様…宗教、民俗、美術、芸術、音楽、文化財
 - *維持継続のためには、それぞれが持つ関心の価値観を高め、維持していくことが必要
- ・ いっときの「経験」ではなく、ライフスタイルへ
 - 参加者の裾野を広げつつ、高み（深み）も醸成して継続することの動機づけへ
- ・ 関係者／参加者の多様性を受容すること
 - 旧来の中核的なメンバー以外にも、支援者層、ファン層を重要な存在として大切にする。
- ・ 祭りのためだけの活動から、多方面への公益的な活動へ
 - 例えば、「動く美術館」という側面に注目してみると…
 - ⇒ 美術館としての活動をみならう。
 - ⇒ 学芸員（資格）を取得してみる
 - ⇒ 他館とのネットワークを作る
 - ⇒ 普及啓発講座を開講する
 - ⇒ 研究紀要、友の会会報、図録をつくる

[参考資料の紹介]

2017年「京都祇園祭の山鉾行事」のユネスコ無形文化遺産の登録とその後（『文化遺産の世界』28）

2019年「京都祇園祭の山鉾行事—伝統をつなぐ想いと工夫」（『月刊文化財』668）

2021年「京都祇園祭の山鉾行事」（『山・鉾・屋台の祭り研究事典』思文閣出版）

=====

資料1 祇園祭関係の文化財指定等一覧（山鉾復興を含む）

1949年	重要文化財「祇園会鯉山飾毛綴」指定 重要文化財「祇園会雞鉾飾毛綴」指定
1952～53年	文化財保護委員会により、助成の措置を講ずべき無形文化財「祇園祭」選定
1953年	菊水鉾巡行復帰
1962年	重要民俗資料「祇園祭山鉾29基」指定（1975年から重要有形民俗文化財）
1970年	重要文化財「黒韋威肩白胴丸 大袖喉輪付」指定（浄妙山） 重要文化財「綾地締切蝶牡丹文片身替小袖」指定（芦刈山） 重要文化財「祇園会函谷鉾飾毛綴」指定
1979年	重要無形民俗文化財「京都祇園祭の山鉾行事」指定 綾傘鉾巡行復帰
1981年	蟪螂山巡行復帰
1983年	京都市指定有形文化財「筍町会所」指定（孟宗山） 京都市指定有形文化財「小結棚町会所」指定（放下鉾） 京都市指定有形文化財「天神山町会所」指定（霰天神山） 京都市指定有形文化財「燈籠町会所」指定（保昌山） 京都市指定有形文化財「鶏鉾町文書18点」指定
1984年	京都市指定有形文化財「紙本金地著色祇園祭祭礼図」指定（八幡山） 京都市指定有形文化財「占出山町文書148点」指定 京都市指定有形文化財「長刀鉾町文書108点」指定 京都市指定有形文化財「六角町文書587点」指定（北観音山）
1987年	重要文化財「黒威肩白胴丸 大袖付」指定（橋弁慶山）
1988年	四条傘鉾巡行復帰
2007年	京都市指定有形民俗文化財「大船鉾装飾品121点」指定
2008年	京都市指定有形民俗文化財「蟪螂山御所車及び装飾品1基・13点」指定 「綾傘鉾装飾品55点・附2点」指定 「鷹山装飾品13点」指定
2009年	ユネスコ無形文化遺産「京都祇園祭の山鉾行事」登録
2014年	大船鉾巡行復帰
2016年	ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」登録
2000年	京都市指定有形文化財「前懸胴懸下絵」指定（保昌山）
2022年	鷹山巡行復帰

資料2 長刀鉾の修理・新調事業への公的補助一覧

1983年	石持 復元新調	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
1984年	屋根 修理	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
1986年	屋根 修理	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
1987年	正面水引 復元新調	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
1992年	檣及び舞台 復元新調	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
1994～95年	二番・三番水引 新調	(府 2/5・市 2/5・保存会 1/5)
1996～97年	二番水引 新調	(府 2/5・市 2/5・保存会 1/5)
1998年	欄縁 修理	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
	水引 新調	(府 2/5・市 2/5・保存会 1/5)
1999年	車軸 復元新調	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
	天井幕 新調	(府 2/5・市 2/5・保存会 1/5)
2003～04年	見送 復元新調	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
2006年	車輪 修理	(国 1/2・府 1/3・市 1/3・保存会 1/3)
2006～08年	下水引 新調	(府 2/5・市 2/5・保存会 1/5)